

独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画における 各事業年度及び中期目標期間の業務の実績に関する評価基準

平成 29 年 8 月
内閣総理大臣決定

内閣総理大臣による独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の中期目標及び中期計画における各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（年度評価及び中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価））を適切に実施するため、本評価基準を策定する。

I. 評価の目的

各事業年度及び中期目標期間の評価は、当該事業年度及び当該中期目標期間における中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度及び当該中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うことにより中期目標の達成を図るために、評価対象年度以降及び次期中期目標期間以降の必要な業務運営の改善等に資することを目的とする。

II. 評価の方法等

1. 評価方法

評価は、評価単位（中期目標において定めた事項の最小単位）に合わせて行う「項目別評価」と、項目別評価を基礎としてセンター全体を評価する「総合評価」により行う。それぞれの評価を行うに当たっては、センターが実施する自己評価を踏まえ、有識者の意見を聴取した上で総合的に判断して実施する。

また、当該事業年度及び当該中期目標期間における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮するものとする。

2. 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

① 項目別評価

i 評価区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

- ・ 各評価項目の業務実績と評価区分の関係は以下のとおりとする

る。

S：センターの活動により、年度計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度計画値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：センターの活動により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度計画値の120%以上とする。）。

B：年度計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度計画値の100%以上120%未満）。

C：年度計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度計画値の80%以上100%未満）。

D：年度計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度計画値の80%未満、又は内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

・ なお、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、抜本的な業務の見直しが必要（内閣総理大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む。）。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述する。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き

上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、センターの実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として、

- ・ センターの自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する。

オ 目標策定の妥当性に留意し、目標水準の変更が必要な事項が検出された場合にはその旨記載する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び記述による全体評定に基づき、評語による評定を付して行う。

その際、各項目について設定された重要度を考慮するものとする。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定を踏まえ、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨を具体的かつ明確に記述する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ センター全体の信用を失墜させる事象など、センター全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの1(2)の

「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成について特に考慮すべき事項

- ・中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：センターの活動により、全体として年度計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：センターの活動により、全体として年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね年度計画における所期の目標を達成しているとして認められる。

C：全体として年度計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として年度計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

ア あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。

イ センター全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、センターの組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行わないこととする。

ウ なお、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の

評定を行わないこととする。

(2) 中期目標期間評価（見込評価、期間実績評価）

① 項目別評定

i 評定区分

ア 原則として、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

イ 「B」を標準とする。

ウ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：センターの活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：センターの活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期目標値の120%以上）。

B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の100%以上120%未満）。

C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の80%以上100%未満）。

D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

エ なお、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善そ

の他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認め
た場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

ii 項目別評定の留意事項

ア 評定を付す際には、なぜその評定に至ったのか根拠を明確に記
載する。

イ 目標で設定された難易度の高い項目に限り、評定を一段階引き
上げることについて考慮する。ただし、評定を引き上げる場合は、
評定を引き上げるにふさわしいとした根拠について、量的及び質
的の両面について具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 最上級の評定「S」を付す場合には、センターの実績が最上級
の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面に
ついて具体的かつ明確に記述するものとする。

具体的には、質的な面として

- ・ センターの自主的な取組による創意工夫
- ・ 目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与
- ・ 重要かつ難易度の高い目標の達成

等について具体的かつ明確に説明するものとする。

エ 「C」及び「D」を付す場合には、改善に向け取り組むべき方
針を記述する。

なお、問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明
確な改善方策を記述する。

オ 主務大臣の作成する評価の基準において各業務に対し評定を
行うため具体的な目安を示す場合には、「B」が標準となるよう設
定するものとする。

カ 期間実績評価時においては、見込評価時に見込んだ中期目標期
間終了時の業務実績の見込みと中期目標期間実績評価時の実際
の業務実績とに大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ
具体的に記載する。

キ 評定にあわせ、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意
すべき点等についての意見を記述する。

② 総合評定

総合評定は、記述による全体評定を行うとともに、項目別評定及び
記述による全体評定に基づき、センター全体の業務実績に対し評語を
付して行う。

i 記述による全体評定

記述による全体評定は、項目別評定の総括とともに、総合的な視点から以下の事項を記述する。

ア 項目別評定の総括

- ・ 項目別評定のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの
- ・ 事業計画及び業務運営等に関して改善すべき事項及び方策
特に、業務改善命令が必要な事項についてはその旨明記する。
- ・ 目標策定の妥当性について特に考慮すべき事項等

イ 全体評定に影響を与える事象

- ・ センター全体の信用を失墜させる事象など、センター全体の評定に影響を与える事象
- ・ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」IIの1(2)の「法人全体を総括する章」において記載される法人のミッション、役割の達成の状況
- ・ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績（災害対応など）

ウ その他特記事項

ii 評語による評定

ア 評語による評定は、項目別評定及び記述による全体評定を総合的に勘案して行う。

イ 評定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語を付すことにより行うものとする。

ウ 評語による評定を行う際には、各項目の重要度を考慮する。

エ 各評価項目の業務実績と評定区分の関係は、以下のとおりとする。

S：センターの活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：センターの活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。

C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

iii 総合評定の留意事項

- ア 見込評価においては、評定の他、以下の事項を記載する。
- ・ 業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標策定に関して取るべき方策
 - ・ 次期中期目標期間に係る予算要求について検討すべき事項
- イ 期間実績評価においては、評定のほか、以下の事項を記載する。
- ・ 見込評価時に予期しなかった事項で次期中期目標の変更等の対応が必要な事項
- ウ あらかじめ重要度の高い業務とされた項目については、総合評定において十分に考慮するものとする。
- エ センター全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じ項目別評定を基礎とした場合の評定から更に引下げを行うものとする。特に、センターの組織全体のマネジメントの改善を求める場合には、他の項目別評定にかかわらず是正措置が実施されるまでの期間は「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- オ なお、中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に属する項目で重要度を高く設定した業務について組織全体のマネジメントの不備を原因として「C」以下の評定を行った場合には、他の項目別評定にかかわらず「A」以上の評定を行うことは不可とする。
- カ 見込評価においては、評価単位の設定、評価指標、総合評定の方法等について改善が必要かどうかについて検討を行うものとする。

3. 評価結果の通知及び公表

評価結果は、独立行政法人通則法第32条第4項の規定に基づき、センターに遅滞なく通知するとともに、遅滞なく公表するものとする。

4. 評価基準の見直し

本評価基準は、事業年度及び中期目標期間の評価結果等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。